

福井県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月7日

福井県監査委員	力	野	豊
同	田	中	三津彦
同	江	川	権一
同	伊	藤	和弘

定期監査の結果および意見

第1 監査の概要

県の機関における財務に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、定期監査を実施した。

1 公表の対象機関

今回公表の対象とするのは、令和4年9月から令和5年2月までの間に定期監査を実施したもののうち、普通会計に係る113機関（出先機関）である。

2 監査の着眼点および重点事項等

（1）財務監査

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に執行されているかを主な着眼点とし、次の事項に重点を置いて監査を実施した。

ア 現金等の取扱いについて

イ 公有財産の管理について

（2）事務事業監査

次のテーマについて経済性・効率性・有効性の観点から監査を実施した。

ア ソーシャルメディアの活用状況について

イ 内部統制の運用状況について

3 監査の実施内容

対象機関113のうち、61機関については実地監査を、52機関については書面監査を実施した。

	対象機関	出先機関	監査の種類	
			実地監査	書面監査
普通会計	知事部局	55	36	19
	教育委員会	47	19	28
	公安委員会	11	6	5
	計	113	61	52

（1）実地監査

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が対象機関の関係者から説明を求めて実施した。

（2）書面監査

対象機関から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、令和5年2月27日に監査委員が書面により実施した。

第2 監査の結果

1 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は328件であった。なお、勧告に該当する事項はなかった。

区分	指摘事項	指導事項	計
	件	件	件
予算関係	0	0	0
収入関係	5	29	34
支出関係	10	54	64
契約関係	1	83	84

工事関係	1	6	7
財産管理関係	20	83	103
その他	4	32	36
合計	41	287	328

※監査結果の処理区分については、次のとおりである。

《勧告》

次に該当するもので監査委員が特に必要と認めるもの

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

《指摘事項》

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

《指導事項》

- ・ 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

2 部局別の実施状況

(1) 総務部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
福井県税事務所	5. 1. 17

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(2) 地域戦略部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南振興局（若狭）	4. 11. 9	京都事務所	4. 11. 30
嶺南振興局（二州）	4. 10. 27	大阪事務所	4. 11. 30
東京事務所	5. 2. 27	生活学習館	5. 2. 27
名古屋事務所	5. 2. 27		

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 支出関係

- ・ 補助金について、補助金交付事務マニュアルに基づく適正な検査をしていなかったため、1件14,000円の過大交付となっているものがあった。
(嶺南振興局(二州))

b 財産管理関係

- ・ 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 93,511円、修繕費 110,110円)

(嶺南振興局(若狭))

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(3) 交流文化部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
恐竜博物館	4. 11. 2	一乗谷朝倉氏遺跡博物館	4. 12. 9
歴史博物館	4. 12. 1	福井運動公園事務所	5. 2. 27

美術館	4. 12. 6	武道館	4. 12. 6
若狭歴史博物館	5. 2. 27		

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 工事関係

- ・ 工事検査においては、契約担当者または契約担当者から検査を命じられた工事検査職員が行わなければならないが、昨年度に引き続き、他の職員が行っているものがあつた。(美術館)

b 財産管理関係

- ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。

(損害賠償額 131,177円) (恐竜博物館)

- ・ 行政財産使用料について、公有財産の評価替に伴う差額調整(還付)を行っていなかった。(美術館)

c その他

- ・ 歳出予算を執行する際は、事前に執行伺を作成し決裁を受けなければならないが、昨年度に引き続き、手数料等に係る執行伺の作成を失念し、後日決裁を受けているものがあつた。(恐竜博物館)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(4) 安全環境部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
消防学校	4. 9. 20	海浜自然センター	4. 11. 16
原子力環境監視センター	5. 2. 27	年縞博物館	4. 11. 16
自然保護センター	4. 10. 12		

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 財産管理関係

- ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。

(損害賠償額 87,764円) (原子力環境監視センター)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(5) 健康福祉部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井健康福祉センター	5. 2. 27	総合福祉相談所	5. 1. 17
坂井健康福祉センター	5. 2. 27	こども療育センター	5. 2. 27
奥越健康福祉センター	5. 2. 27	嶺南振興局 敦賀児童相談所	4. 9. 12
丹南健康福祉センター	4. 9. 7	和敬学園	5. 2. 27
嶺南振興局 二州健康福祉センター	5. 2. 27	看護専門学校	5. 2. 27
嶺南振興局 若狭健康福祉センター	4. 11. 18	衛生環境研究センター	4. 9. 6

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 収入関係

- ・ 行政財産使用料の調定が著しく遅れているものがあった。

(嶺南振興局二州健康福祉センター)

b 支出関係

- ・ 昨年度に引き続き、電話料の支払手続を失念したため、口座引落不能となっているものがあった。

(総合福祉相談所)

c 財産管理関係

- ・ 公用車の事故（物損3件）により、損害賠償金、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。

(損害賠償額 260,594円、81,540円、

修繕費 95,788円、60,819円、運搬費 97,580円)

(嶺南振興局二州健康福祉センター)

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。

(修繕費 493,449円、198,451円、99,275円)

(総合福祉相談所)

- ・ 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。

(損害賠償額 68,213円、修繕費 40,026円)

(こども療育センター)

- ・ 昨年度に引き続き、新たに取得した備品について、備品台帳に登録していないものがあった。

(和敬学園)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(6) 産業労働部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
工業技術センター	4.12.5	敦賀産業技術専門学院	4.9.12
福井産業技術専門学院	5.2.27		

イ 結果

(ア) 指摘事項はなかった。

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(7) 農林水産部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井農林総合事務所	4.10.11	畜産試験場	5.2.27
坂井農林総合事務所	4.9.26	家畜保健衛生所	4.9.20
奥越農林総合事務所	4.10.21	水産試験場	4.11.21
丹南農林総合事務所	4.11.10	越前漁港事務所	5.2.27
農業試験場	5.2.27	総合グリーンセンター	5.2.27

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 収入関係

- ・ 昨年度に引き続き、漁港施設使用料の算定を誤り、2,262円を過少に徴収していた。

(越前漁港事務所)

b 支出関係

- ・ 補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が著しく遅れているものがあった。(奥越農林総合事務所)
- ・ 昨年度に引き続き、補助金について、交付要綱で交付申請書に添付を必要としている「県税の納付状況の確認に関する同意書」の証明日以前に交付決定を行っているものがあった。(丹南農林総合事務所)
- ・ 昨年度に引き続き、補助金について、補助金額に影響はなかったものの、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査しているものがあった。(丹南農林総合事務所)

c その他

- ・ 借用した船を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。
(損害賠償額 253,000円) (水産試験場)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(8) 土木部

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井土木事務所	4.11.22	嶺南振興局 小浜土木事務所	4.11.25
三国土木事務所	4.11.1	吉野瀬川ダム建設事務所	4.9.1
奥越土木事務所	4.10.3	福井港湾事務所	4.9.15
丹南土木事務所	4.11.28	嶺南振興局 敦賀港湾事務所	5.2.27
嶺南振興局 敦賀土木事務所	4.11.8	福井空港事務所	4.10.7

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 収入関係

- ・ 令和4年度歳入で受け入れなければならない道路占用料について、令和3年度歳入で受け入れていた。(奥越土木事務所)
- ・ 道路占用料の調定が著しく遅れているものがあった。
(丹南土木事務所)

b 支出関係

- ・ 損害賠償金について、債権者を誤って支出し、後日返納させていた。
(丹南土木事務所)

c 財産管理関係

- ・ 公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。
(損害賠償額 163,900円、59,180円、
修繕費 221,903円) (福井土木事務所)
- ・ 公用車の事故(物損4件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。
(損害賠償額 385,837円、61,600円、
修繕費 99,407円、85,180円、40,305円)
(三国土木事務所)
- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
(修繕費 139,271円) (嶺南振興局敦賀港湾事務所)

d その他

- ・ 不注意により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。

(損害賠償額 98,318円)

(丹南土木事務所)

(イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(9) 教育委員会

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南教育事務所	5. 2. 27	美方高等学校	5. 2. 27
生涯学習センター	5. 2. 27	若狭高等学校	4. 11. 18
教育総合研究所	5. 2. 27	福井農林高等学校	5. 2. 27
特別支援教育センター	5. 2. 27	科学技術高等学校	5. 2. 27
図書館	4. 12. 9	敦賀工業高等学校	4. 11. 15
こども歴史文化館	4. 9. 6	福井商業高等学校	5. 1. 16
奥越高原青少年自然の家	5. 2. 27	坂井高等学校	5. 2. 27
芦原青年の家	4. 10. 7	奥越明成高等学校	5. 2. 27
鯖江青年の家	4. 9. 7	武生商工高等学校	5. 2. 27
三方青年の家	5. 2. 27	若狭東高等学校	5. 2. 27
藤島高等学校	5. 2. 27	道守高等学校	5. 2. 27
高志高等学校	5. 2. 27	盲学校	5. 2. 27
羽水高等学校	4. 12. 1	ろう学校	5. 1. 16
足羽高等学校	5. 1. 20	福井特別支援学校	5. 1. 17
三国高等学校	5. 2. 27	福井南特別支援学校	5. 1. 20
金津高等学校	5. 2. 27	福井東特別支援学校	5. 2. 27
丸岡高等学校	4. 12. 19	清水特別支援学校	4. 10. 25
大野高等学校	5. 2. 27	嶺北特別支援学校	4. 12. 19
勝山高等学校	5. 2. 27	奥越特別支援学校	5. 2. 27
鯖江高等学校	4. 10. 6	南越特別支援学校	5. 2. 27
丹生高等学校	5. 2. 27	嶺南東特別支援学校	5. 2. 27
武生高等学校	4. 10. 24	嶺南西特別支援学校	5. 2. 27
武生東高等学校	4. 10. 24	高志中学校	5. 2. 27
敦賀高等学校	4. 11. 15		

イ 結果

(ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。

a 収入関係

- ・ 6年連続して、領収した現金について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあった。(三方青年の家)

b 支出関係

- ・ 口座引落不能となった電話料について、再度の支払手続が遅れたため、旧年度予算で支出しなければならないところ新年度予算で支出していた。(鯖江高等学校)
- ・ 口座引落不能となった電話料について、一旦、戻入処理しなければならないが、処理が遅れたため、翌年度に歳入調定し雑入で受け入れていた。(鯖江高等学校)

- c 契約関係
 - ・ 昨年度に引続き、随意契約において、再度の見積り合せにあたり2者のうち1者が辞退し不調としなければならないところ、残りの1者と契約しているものがあつた。(図書館)
 - d 財産管理関係
 - ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。
(損害賠償額 454,823円) (特別支援教育センター)
 - ・ 昨年度に引き続き、備品の廃棄処分後に廃棄調書を作成しているものがあつた。(三方青年の家)
 - ・ 昨年度に引き続き、新たに取得した備品について、備品台帳への登記が遅れているものがあつた。(若狭高等学校、福井農林高等学校)
 - ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
(修繕費 188,100円) (ろう学校)
 - e その他
 - ・ 歳出予算を執行する際は、事前に執行伺を作成し決裁を受けなければならないが、昨年度に引き続き、保険料等に係る執行伺の作成を失念し、後日決裁を受けているものがあつた。(南越特別支援学校)
- (イ) 指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

(10) 公安委員会

ア 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井警察署	5. 2. 27	坂井西警察署	5. 2. 27
福井南警察署	4. 10. 25	鯖江警察署	4. 9. 7
大野警察署	4. 10. 12	越前警察署	4. 10. 6
勝山警察署	4. 11. 2	敦賀警察署	4. 11. 15
あわら警察署	5. 2. 27	小浜警察署	5. 2. 27
坂井警察署	5. 2. 27		

イ 結果

- (ア) 指摘事項として、次の事項が見受けられたので、適切な措置を講じることを求めた。
- a 支出関係
 - ・ 委託料の支払金額を誤り、3,668円の過大支出となっていた。(福井南警察署)
 - ・ 委託料の支払金額を誤り、1,834円の過大支出となっていた。(小浜警察署)
 - b 財産管理関係
 - ・ 公用車の事故(物損6件)により、損害賠償金、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。
(損害賠償額 448,500円、196,470円、116,490円、修繕費 277,983円、256,883円、96,822円、86,130円、74,624円、運搬費 6,600円) (福井警察署)
 - ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。
(損害賠償額 882,629円) (福井南警察署)
 - ・ 公用車の事故(物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。
(損害賠償額 83,325円、修繕費 73,000円) (坂井警察署)

- ・ 公用車の事故（物損2件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。
（損害賠償額 207,285円、修繕費 450,604円、
25,850円）（敦賀警察署）
- （イ）指導事項として、一部に改善を要する事項が見受けられたので、改善を求めた。

3 改善を求めた指導事項の主なもの

（1）収入関係

- ・ 電気料個人負担金の算定を誤り、過少または過大徴収となっているものがあった。
- ・ 誤って徴収したものや証紙の抹消を誤ったものがあり、還付加算金が発生しているものがあった。

（2）支出関係

- ・ 公共料金等の支払において、公共資金前渡職員口座（公共料金引落専用口座）への支払手続を失念したため、口座引落不能となっているものがあった。
- ・ 常時必要とする経費として資金前渡を受けた経費について、前渡資金出納計算書の作成が遅れているものがあった。

（3）契約関係

- ・ 委託契約において、収入印紙が貼付されていない契約書や誤った額の収入印紙が貼付された契約書を受領しているものがあった。
- ・ 委託契約において、仕様書と報告書で数量が相違しているものがあった。
- ・ 委託契約において、契約書に定める仕様書や別紙を添付していないものがあった。

（4）工事関係

- ・ 契約書に単価抜き設計書を添付していないものがあった。

（5）財産管理関係

- ・ 備品の廃棄処分後に廃棄調書を作成しているものがあった。
- ・ 新たに取得した備品について、備品台帳への登記が遅れているものや、金額を誤っているものがあった。
- ・ 原材料品について、原材料品出納簿への登記を適正に行っていないものがあった。

（6）その他

- ・ 教員特殊業務手当等の支給において、業務区分を誤り、過少または過大支出となっているものがあった。
- ・ 執行伺を遡って作成しているものがあった。

4 重点事項等の監査結果

（1）財務監査

ア 現金等の取扱いについて

郵便切手類について出納簿への登記を適正に行っていないものや、領収した現金について指定金融機関への払込みが遅れているものなどがあった。

イ 公有財産の管理について

公有財産の評価替において土地の評価額を誤っているものや、行政財産使用許可台帳を整備していないものなどがあった。

（2）事務事業監査

ア ソーシャルメディアの活用状況について

ソーシャルメディアの運用ポリシーを作成・公表していないものや、アカウント内に県ホームページのURLを記載していないものなどがあった。

イ 内部統制の運用状況について

調定および還付がなかったにもかかわらず出納員等による毎月の再照合において該当ありとしているものがあった。

第3 監査の意見

監査の結果について、次のとおり意見を付す。

- 1 支出事務、契約事務、財産管理事務を中心に、基本的な手続の不備や確認不足による誤りが多く見受けられたほか、前年度の監査において是正または改善を求めたにもかかわらず、措置が不十分と認められる事例も増加している。原因を把握した上で実効性のある再発防止策を講じられたい。
- 2 収入事務においては、金額の算定誤りや二重徴収などの誤徴収が見受けられた。このような不適正な事務処理は、県民の信頼を損なうことにもなるため、職員相互によるチェック機能が十分に働く体制を構築し、再発防止に努めるとともに、適正な事務処理の徹底を図られたい。
- 3 公用車による交通事故については、昨年度と比較して件数は若干減少したものの、依然として不注意による事故が多く、修繕等に係る費用は多額となっている。県は交通安全を推進する立場であることを十分に認識し、職員一人ひとりが安全運転に対する意識をさらに高めるとともに、事故の未然防止に向けた対策を強化されたい。
- 4 指摘・指導事項の約7割は確認不足によるものであり、内部統制制度の実施において、各所属における日常的モニタリングの一層の徹底が必要である。また、自己点検の評価が適正に行われていない所属も一部に見受けられた。適正な事務の執行に向けて、所属内のチェック体制のさらなる充実強化を図られたい。